

令和3年度 第2回 熊取町下水道事業経営委員会

日時：令和3年11月17日（水）

時間：15：00から

場所：熊取町役場北館3階 大会議室

本日の内容

- I. 令和2年度決算報告について
- II. 使用料見直し検討について
- III. その他

1. 令和2年度決算報告について

1. 令和2年度熊取町下水道事業会計決算の概要

(1) 令和2年度決算額の概要

収益的収支

単位：円（税抜）

歳入	歳出
1,123,147,996	1,070,698,092

※当年度純利益は、収益的収支の差引額で算定（損益計算書参照）

$$1,123,147,996 - 1,070,698,092 = \underline{52,449,904}$$

当年度純利益

資本的収支

単位：円（税込）

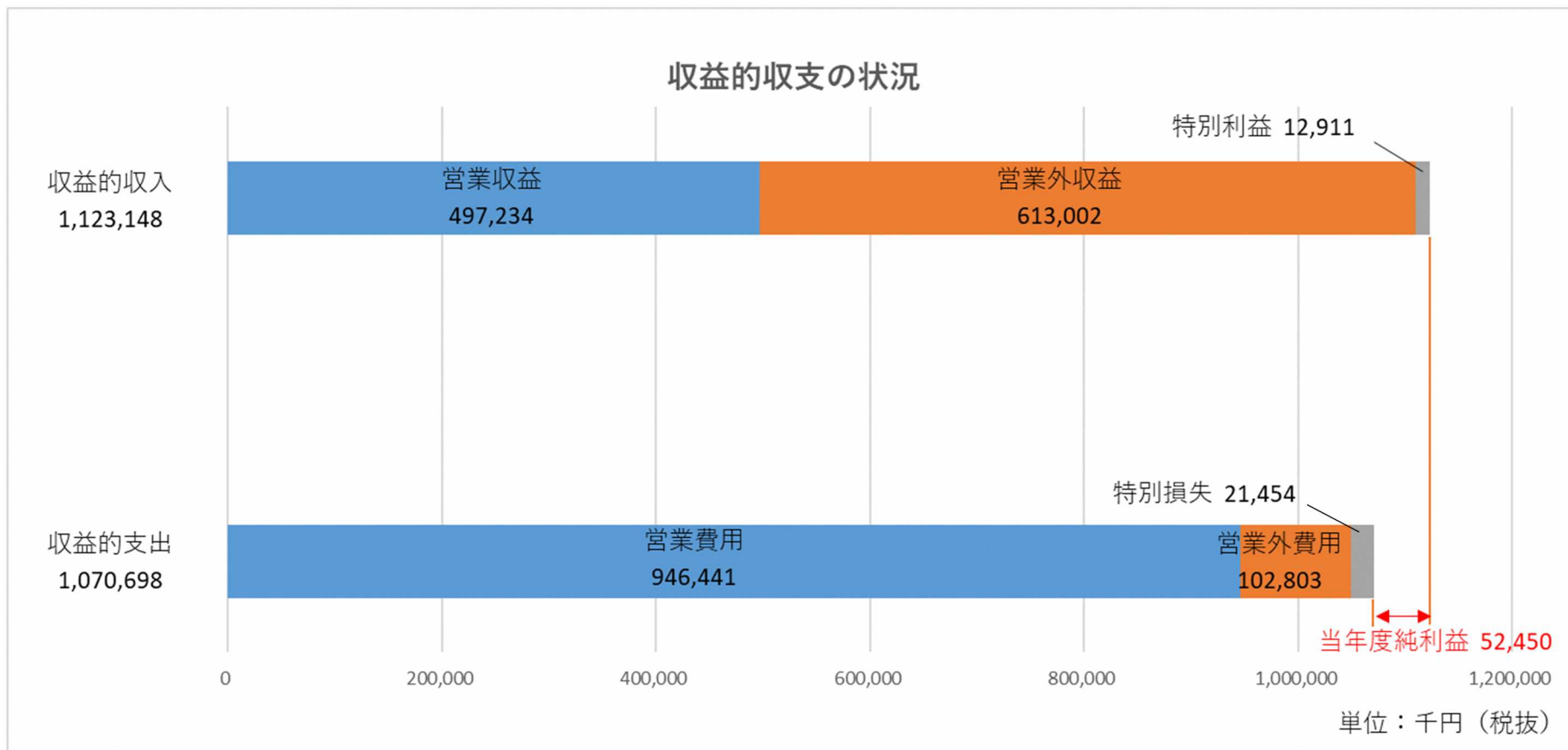
歳入	歳出
674,321,886	911,100,626

※資本的収支（税込額）

$$674,321,886 - 911,100,626 = \underline{\triangle 236,778,740}$$

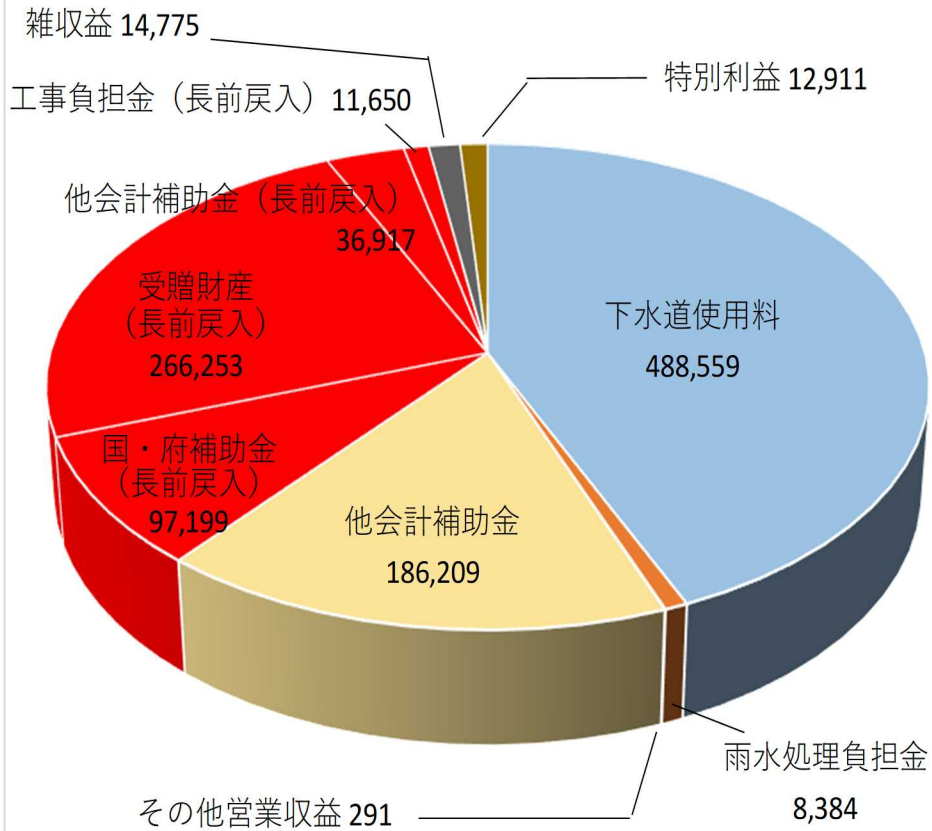
資本的収支不足額

(2) 令和2年度収益的収支について

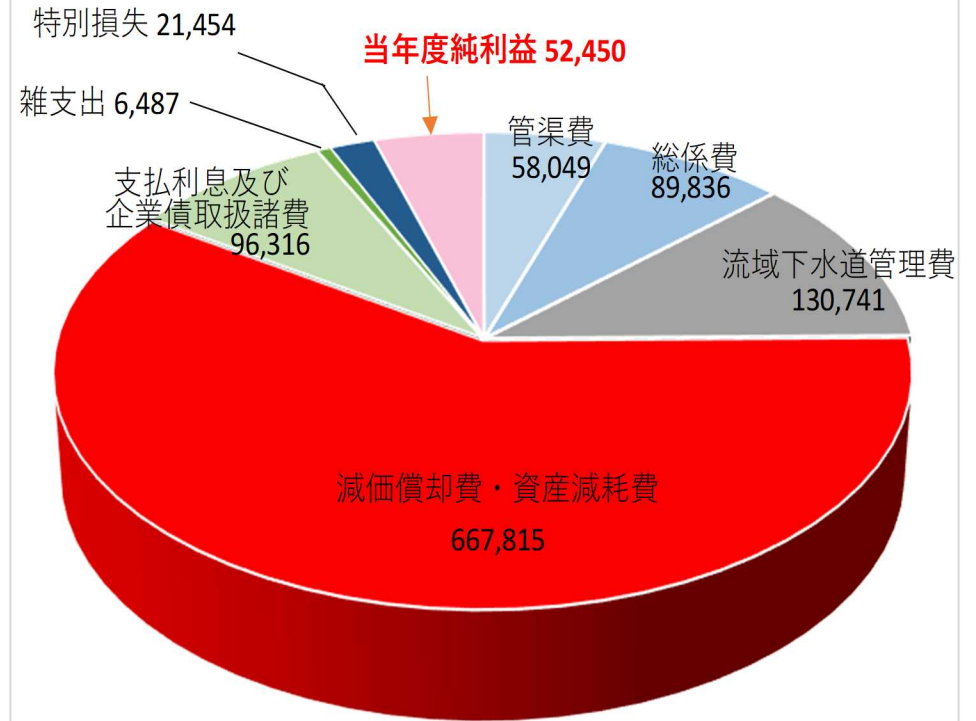


※金額は千円以下を四捨五入しているため、合計額等と一致しない場合があります。

収益的収入の内訳 単位：千円（税抜）

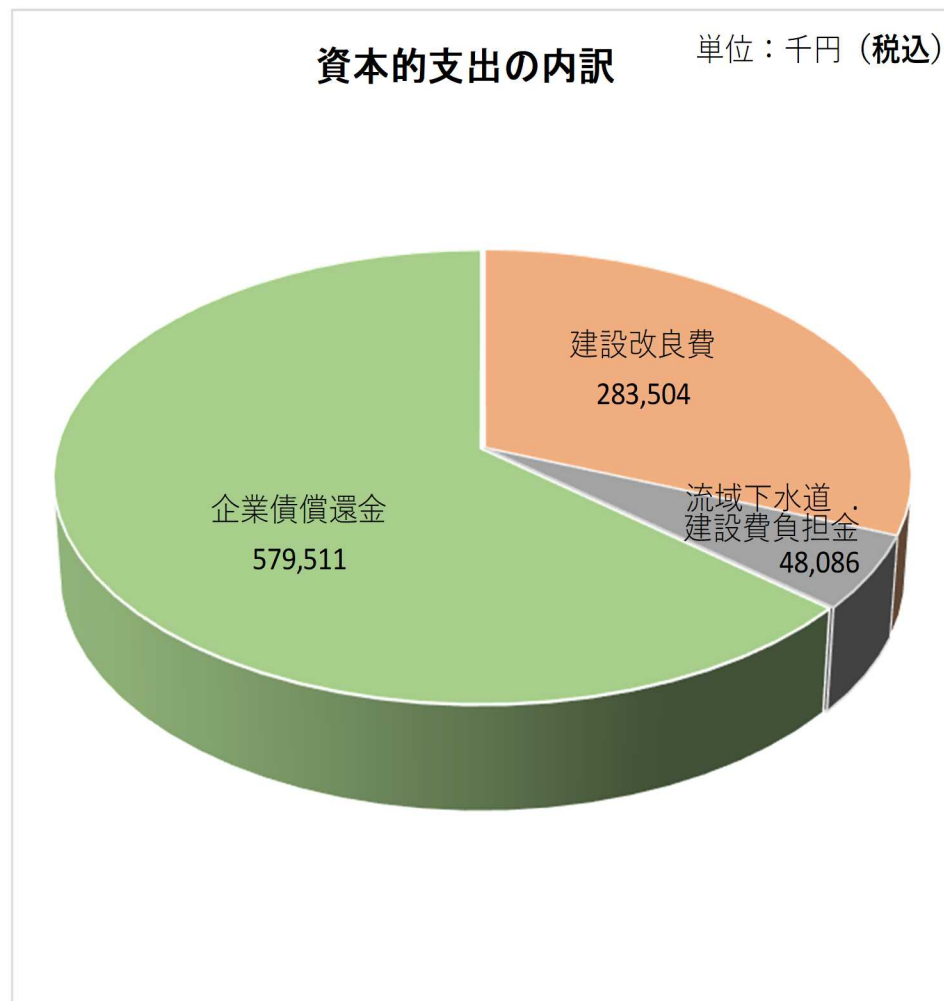
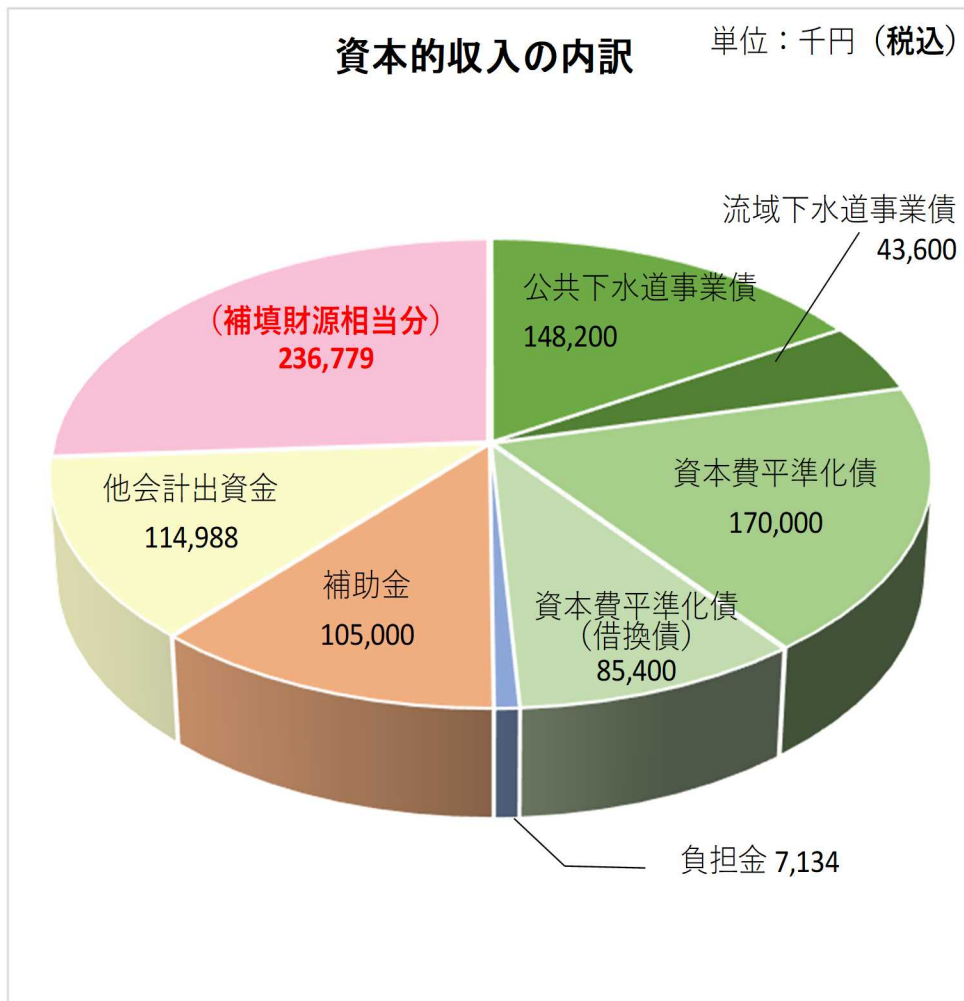


収益的支出の内訳 単位：千円（税抜）



※金額は千円以下を四捨五入しているため、合計額等と一致しない場合があります。

(3) 令和2年度 資本的収支の内訳



※金額は千円以下を四捨五入しているため、合計額等と一致しない場合があります。

(4) 令和2年度の成果（業務量）について

事 項	単位	本 年 度	前 年 度	比 較		備 考		
				増 減	対前年度比			
行政区域内人口	人	43,277	43,589	△ 312	△ 0.7 %			
整備済区域内人口	人	35,758	35,569	189	0.5 %			
普 及 率	%	82.6	81.6	1.0				
水洗化人口	人	33,872	33,673	199	0.6 %			
水洗化率	%	94.7	94.7	0.0				
整備済区域内世帯	世帯	15,080	14,867	213	1.4 %			
水洗化世帯	世帯	14,153	13,934	219	1.6 %			
有収水量	年 間	m ³	3,513,267	3,407,761	105,506	3.1 %		
	一 ヶ 月 平 均	m ³	292,772	283,980	8,792	3.1 %		
	一 日 平 均	m ³	9,625	9,311	314	3.4 %		
年間布設延長	汚水管	町 施 工	m	1,192.41	829.90	362.51	43.7 %	
		民 間 開 発	m	874.69	1,192.40	△ 317.71	△ 26.6 %	
	雨水管	町 施 工	m	0.00	0.00	0.00	—	
		民 間 開 発	m	45.48	61.90	△ 16.42	△ 26.5 %	

【使用料単価】 ※1m³あたりの単価

$$\frac{\text{下水道使用料(円)} \quad 488,559,368}{\text{年間有収水量(m}^3\text{)} \quad 3,513,267} = \underline{\underline{139円06銭}}$$

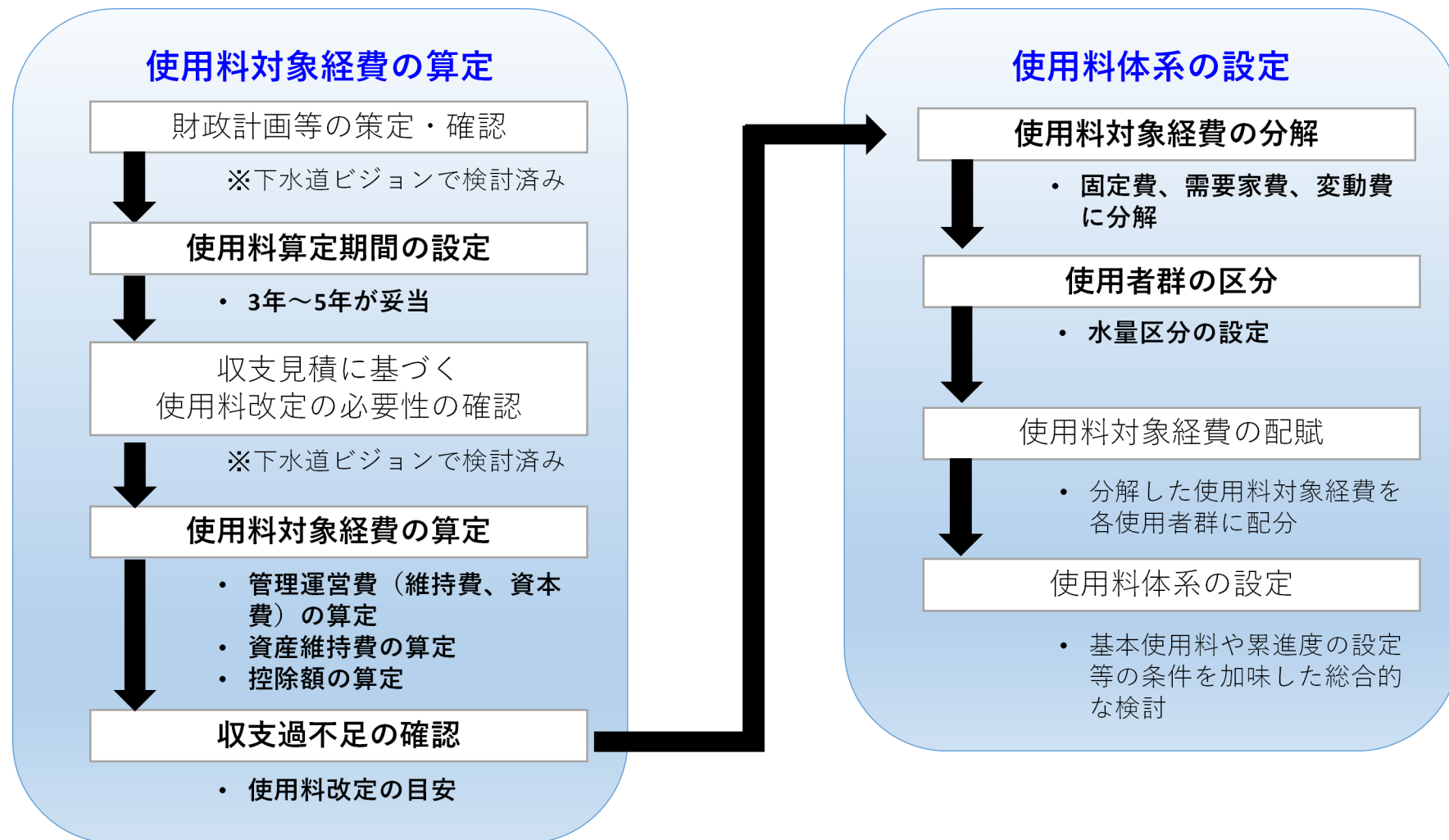
【汚水処理原価】 ※1m³あたりの単価

$$\frac{\text{総費用(円)} - \text{公費負担分(円)} - \text{長期前受金(円)}}{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}} = \frac{1,070,698,092 - 194,593,314 - 412,018,414}{3,513,267}$$

= 132円10銭

II. 使用料見直し検討について

1. 使用料算定の手順



2. 使用料算定期間の設定

使用料算定期間とは...

下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間的範囲のこと。一般的には3年から5年程度に設定することが適当。当該期間の経過を一つの目安として使用料見直しの必要性等について検討すべきとされている。

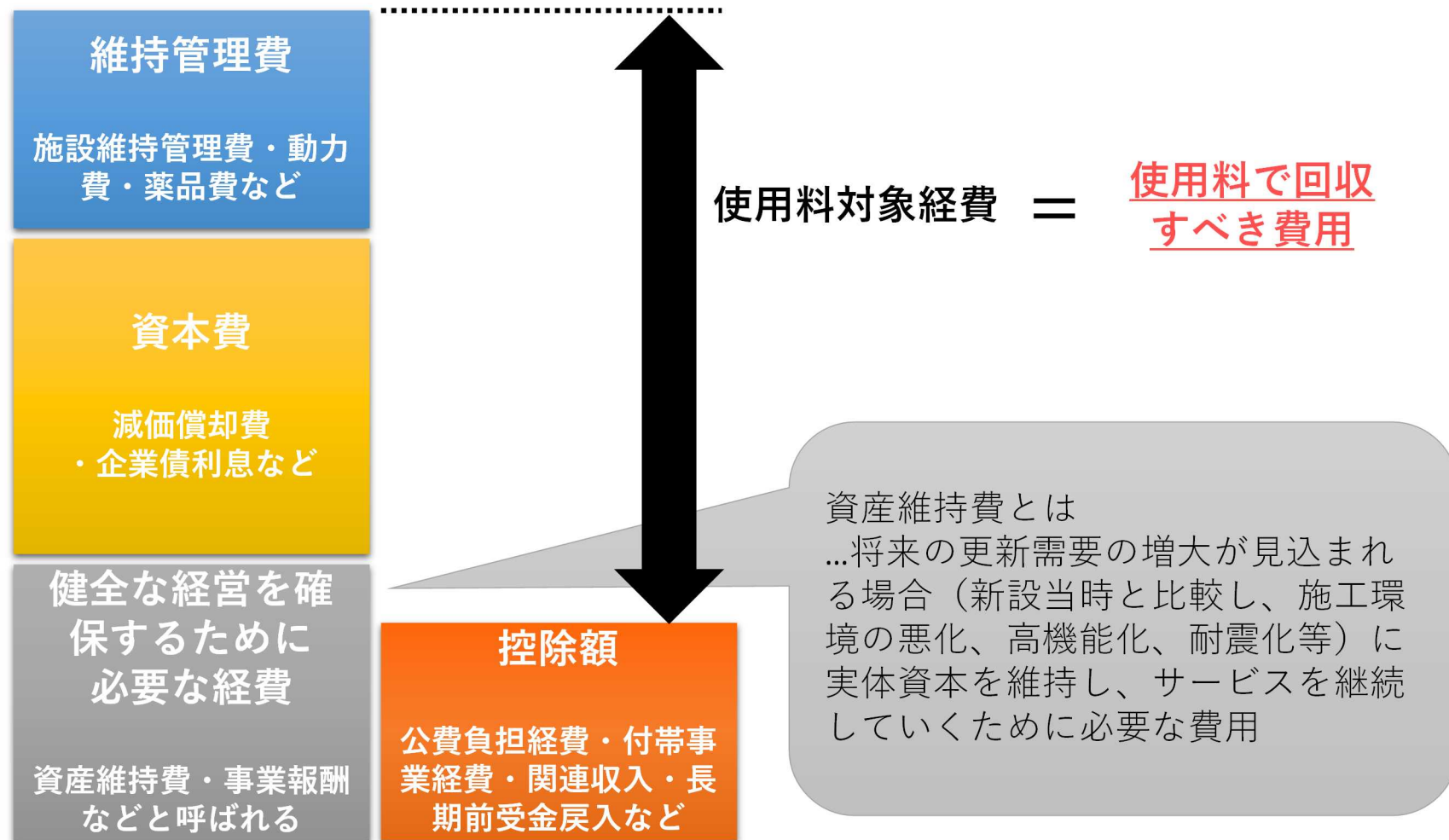
- 熊取町下水道ビジョンP.130に下水道使用料の見直しについて「3年に1度見直しを実施します。」と記載している。
- これまで3年毎に料金見直しをしてきた経験から、料金見直しにかかるコストと事務手続きの煩雑さを改善。
- 3年とした場合、料金改定が頻繁に実施される印象となる。
- 5年とした場合、長期間設定による予測の不確実性がより高くなる。
- 本庁（一般会計）の行政手数料等の見直しサイクルが4年であるため整合性を図りたい。
- 算定期間を3年、4年、5年とした場合の改定率の目安を比較した結果、大きな差異は見られなかった。



以上を検討の結果、使用料算定期間は4年とする

3. 使用料対象経費の算定

(1) 使用料対象経費算定のイメージ



(2) 本町の使用料対象経費

※ 使用料算定期間の4年間（令和5年度～令和8年度）にかかる経費及び収入は「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」において算定した金額。

維持管理費 1,326,343 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠費 272,302千円 ・ 総係費 329,697千円 ・ 流域下水道管理費 642,409千円 ・ スtockマネジメント事業 81,935千円 		使用料対象経費 2,189,398千円
資本費 3,022,720千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却費 2,764,183千円 ・ 資産減耗費 800千円 ・ 企業債利息 257,737千円 		
健全な経営を確保するために必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産維持費 9,569千円 		
	控除額 2,169,234千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水処理負担金 36,031千円 ・ 一般会計補助金 746,164千円 ・ 長期前受金戻入 (国庫補助金) 444,181千円 (受贈財産) 942,858千円 	

■ 資産維持費

下水道経営に関する留意事項について（平成29年3月10日付け 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡）（抄）

- (1) 今般の基本的考え方の改訂は、今後の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や将来の更新需要等を見据えて必要な見直しが行われたものである。主な見直し内容としては、①使用料対象経費への資産維持費の位置付け、②コンセッション方式における下水道利用料金等の取扱いの明確化、③人口減少社会等を踏まえた留意点の整理、④地方公営企業会計基準の見直し等への対応であり、その概要は以下のとおりである。

－（中略）－

①使用料対象経費への資産維持費の位置付け

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、普段の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。

- (2) 資産維持費については、上記(1)①のとおり、基本的考え方において新たに使用料対象経費として位置付けられたところであるが、各下水道管理者においては、1. で述べた施設の長期的な改築の需要見通しや、当該改築需要見通しを活用して作成した中長期的な収支見通し等において、将来的な改築需要の増大による使用料対象経費の増大が見込まれる場合には、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが考えられる。
- (3) 下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理運営費用のうち、私費で負担すべき経費である使用料対象経費を的確に把握し、そのすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定して、これを確実に徴収するように努めなければならない。－（以下略）－

向こう10年間でマンホールポンプの更新を予定していることから、これにかかる機能向上分を資産維持費として使用料対象経費に含める。

熊取町下水道ビジョン、ストックマネジメント計画、表5.4.4(マンホールポンプ事業費抽出)

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
改築工事(税抜)	26,600	27,100	27,000	26,700	26,800	26,700	26,900	26,500	26,900	26,700	267,900
物価上昇率	1.015	1.03	1.045	1.06	1.075	1.09	1.105	1.12	1.135	1.15	—
物価上昇を見込んだ改築工事(税抜)	26,999	27,913	28,215	28,302	28,810	29,103	29,725	29,680	30,532	30,705	289,983

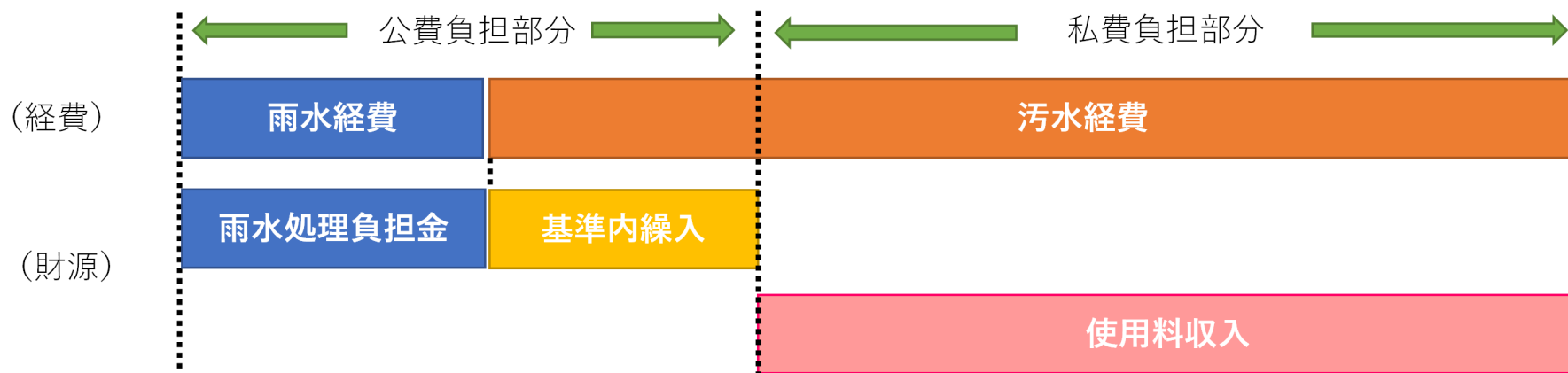
× 0.9



※ 改築工事費 289,983 ÷ 当初取得価額 190,787千円 - 1 ≒ 機能向上分 0.5

■ 控除額（一般会計繰入金）

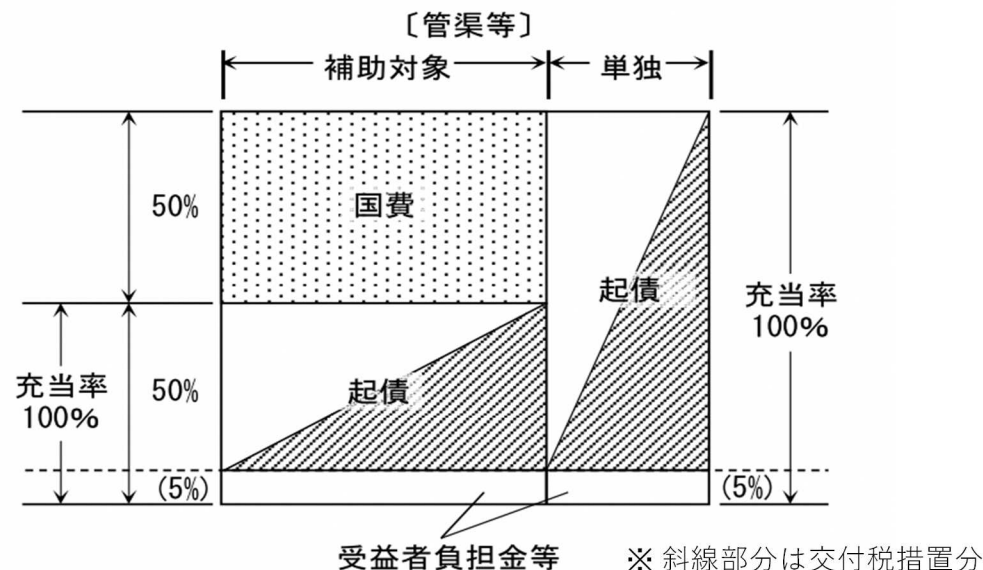
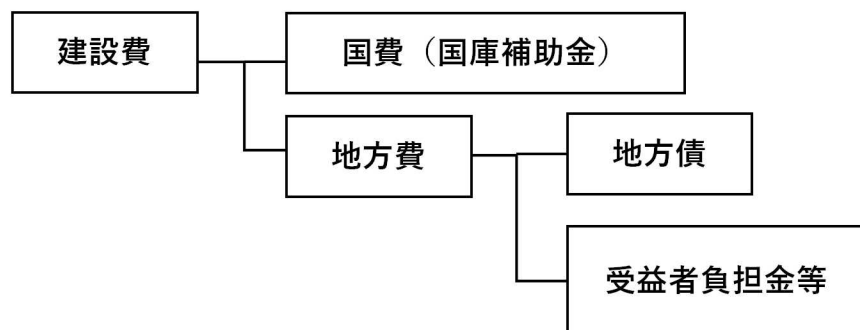
項目	説明	使用料対象経費から除く理由
雨水処理負担金	雨水処理に要する資本費・維持管理費相当額について一般会計から繰出された繰出金	「雨水公費・汚水私費の原則」に従って、雨水処理負担金相当額は使用料で回収すべき費用から除く（一般会計が負担する）
一般会計補助金（基準内繰入）	「繰出基準（総務副大臣通知）」に基づいて一般会計から繰出された繰出金	繰出基準に従って繰出された繰出金相当額は、公費で負担すべき費用として使用料で回収すべき費用から除く（一般会計が負担する）



■ 控除額（長期前受金戻入）

項目	説明	使用料対象経費から除く理由
長期前受金戻入 (国庫補助金分) (受贈財産分の95%)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上したうえで、減価償却見合い分を順次収益化する。この収益化額を長期前受金戻入という。	国費分は今後の更新の際も補助対象となることを前提とする。 受贈財産の更新については、公共下水道の財源構成を根拠に、受益者負担金分の5%相当額のみ使用料対象とし、残りの95%相当額を使用料対象経費から除く。

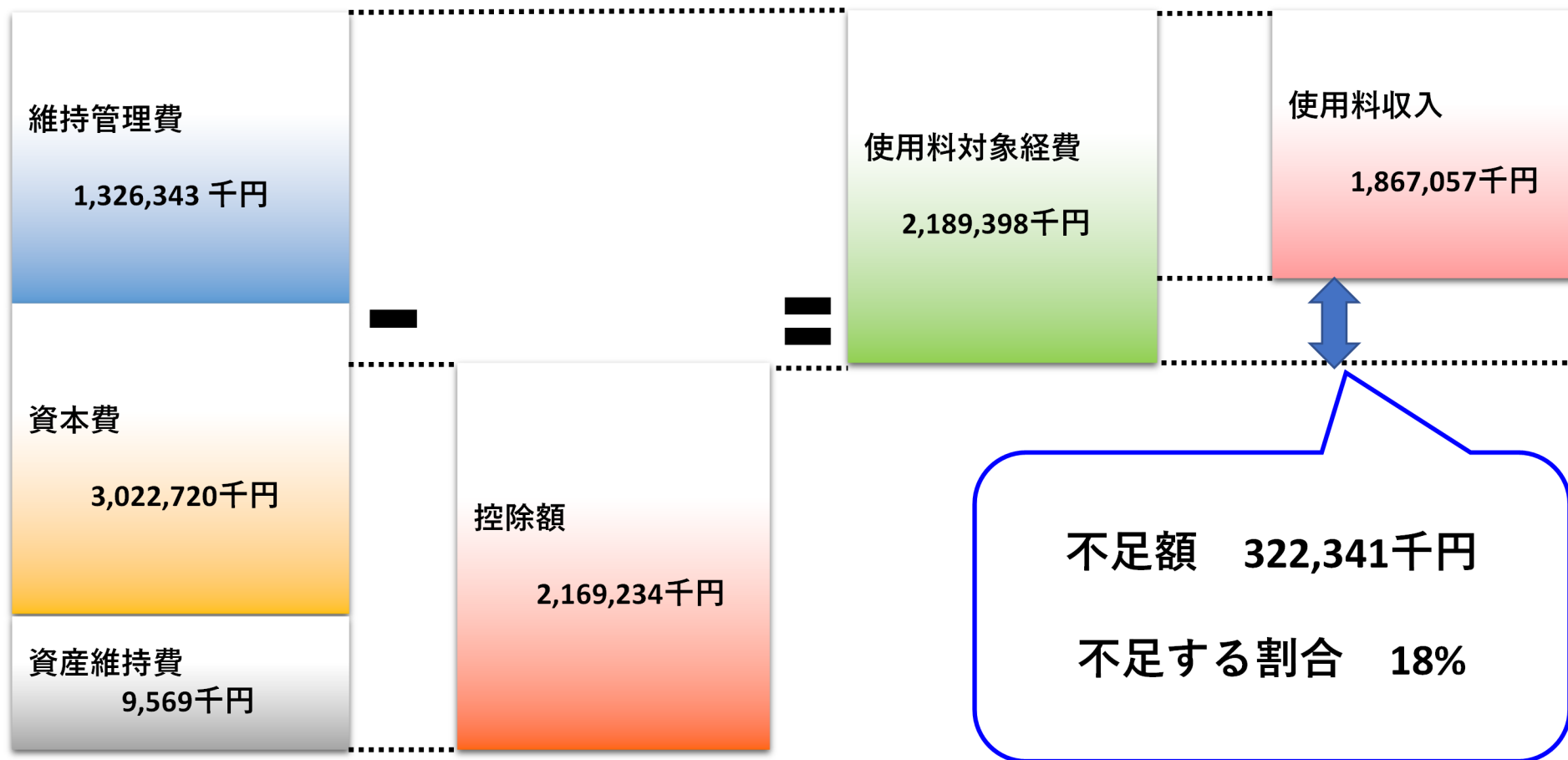
《公共下水道の財源構成》



4. 収支過不足の確認

(1) 使用料改定の目安（算定期間 令和5年度～令和8年度）

※ 使用料算定期間の4年間（令和5年度～令和8年度）にかかる経費及び収入は「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」において算定した金額。



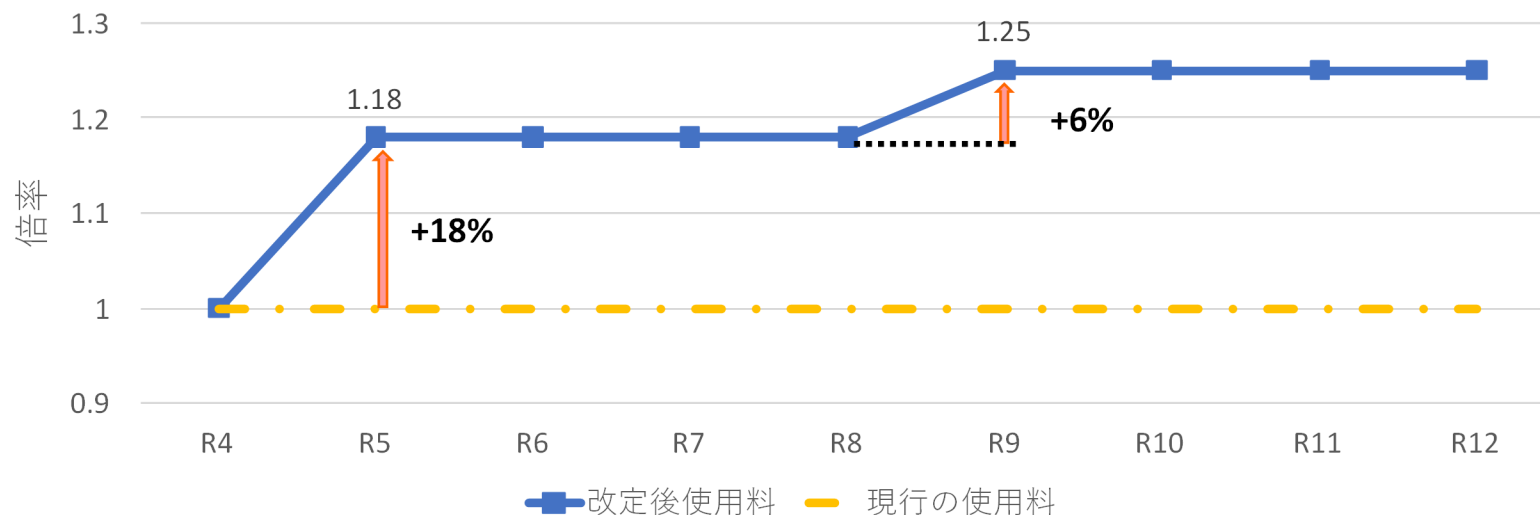
■ 向こう10年間の使用料改定率の目安（見通し）

改定年度 (4年に1回)	令和5年度	令和9年度
改定率の目安	18%	25%

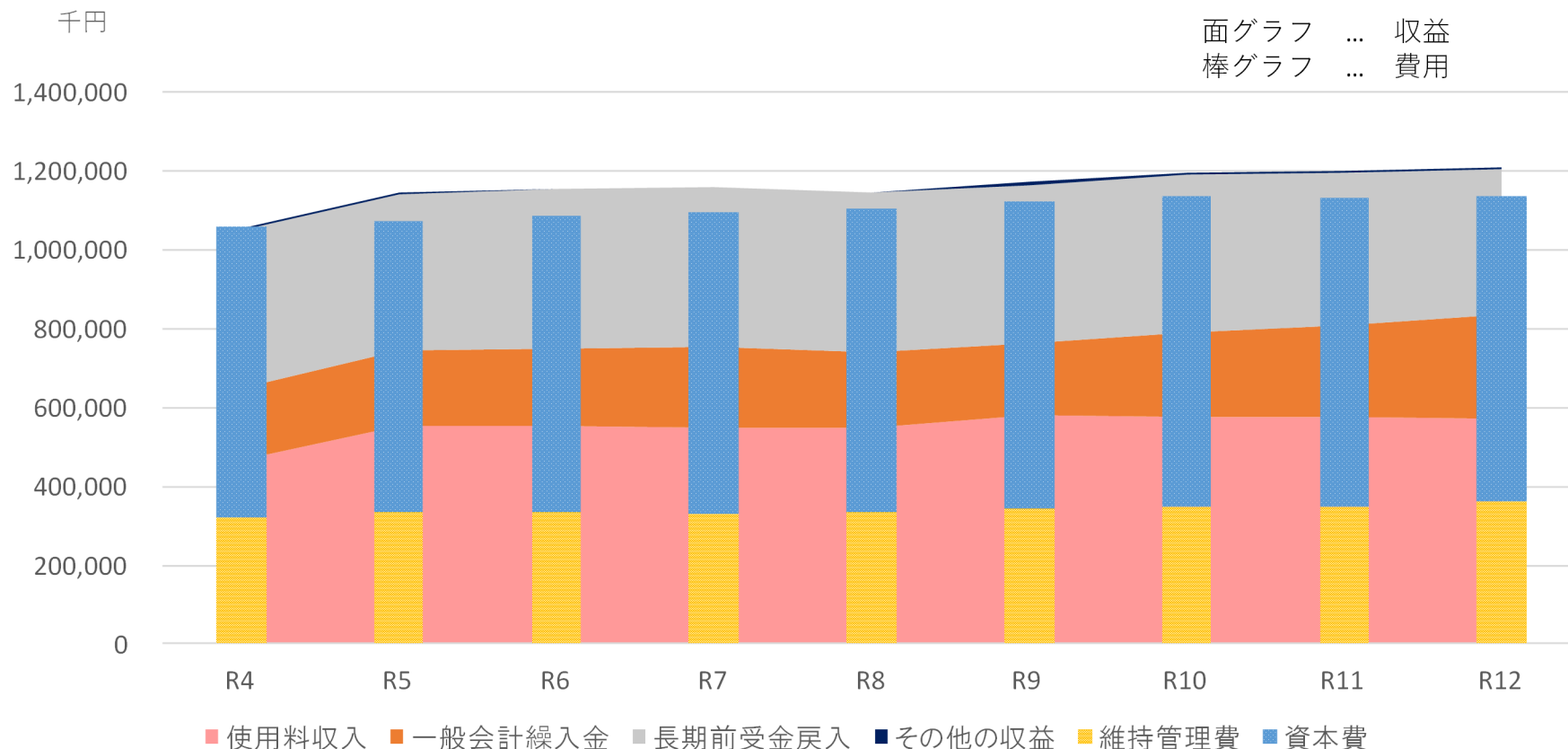
+6%
➡

- ※ 上記の改定率は現行の使用料と比較した場合のパーセンテージ
- ※ 令和9年度の改定率は予測値です。令和5年度以降の状況により変動する可能性があります。

現行使用料を1とした場合の改定後の使用料（倍率）

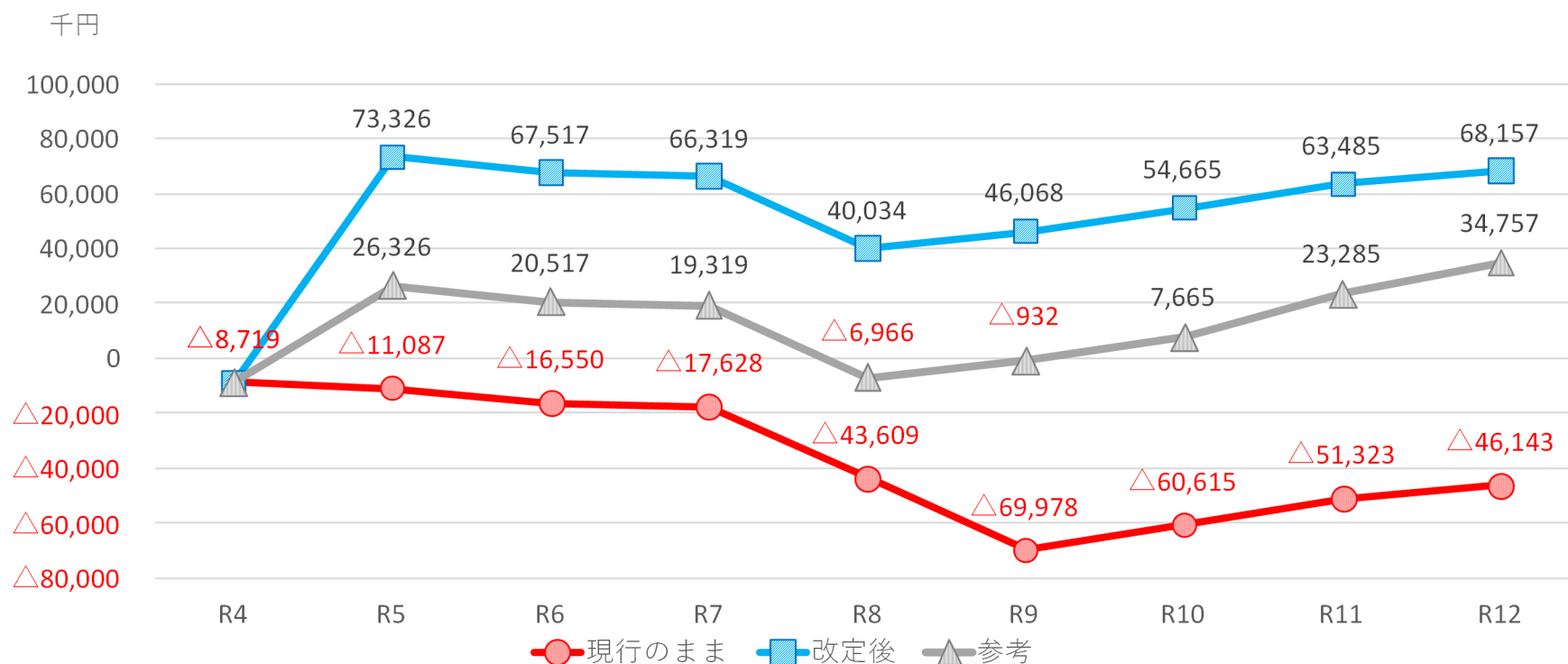


■改定後の収益・費用の見通し



前ページの改定率で使用料改定を実施した場合、収益が費用を上回る見通しとなる。

■ 当期純利益の予測

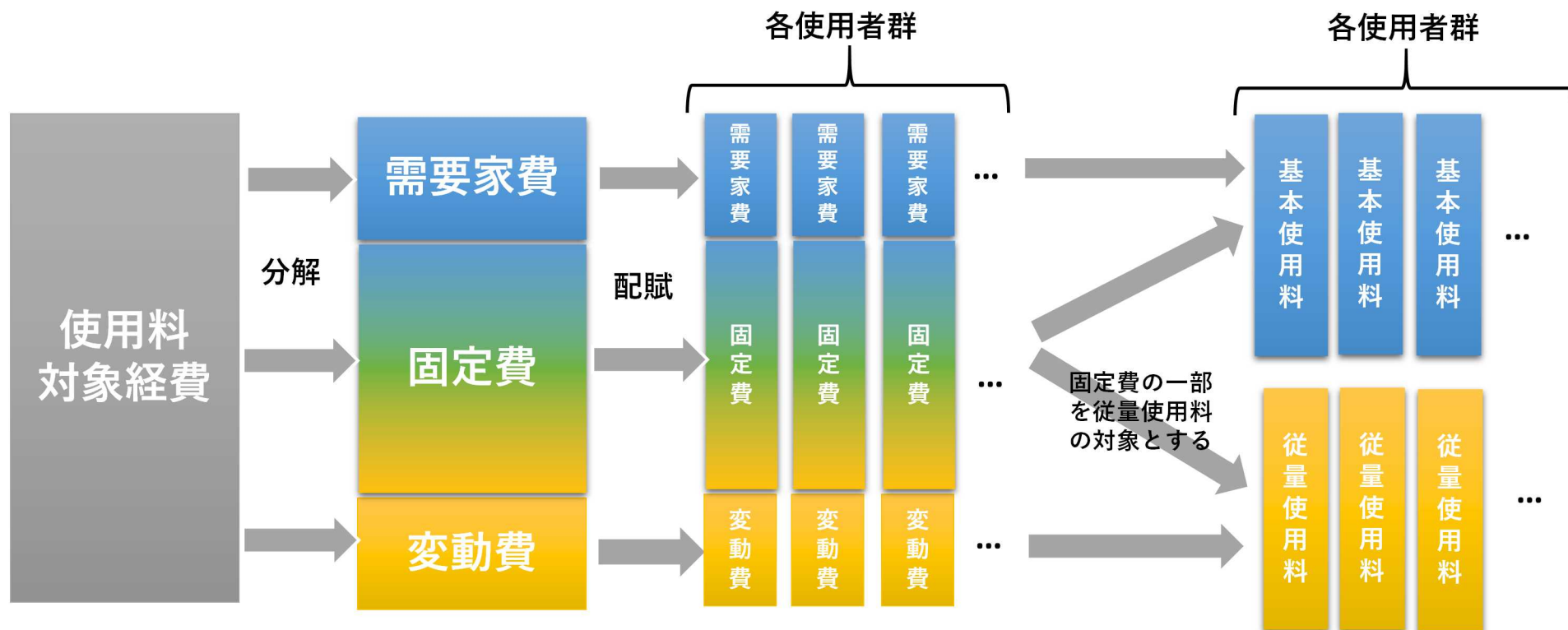


現行使用料のままでは赤字となる見通しであるが、使用料改定により収支が改善して黒字となる。

ただし、令和5年度以降は、黒字に伴う一般会計への基準外繰入金返還が生じるため、実質的な純利益を参考として表示している。

5. 使用料体系の設定

(1) 使用料対象経費の分解と各使用者群への配賦イメージ



- 基本使用料の対象経費は需要家費および固定費であるが、下水道事業は固定費の割合が極めて大きいため、固定費の一部を従量使用料に配賦することが妥当。
- 人口減少が見込まれる地域等においては、事業の安定した収支均衡を図る観点から、基本使用料に配賦する固定費の範囲を十分に検討する必要あり。

■ 経費分解基準

(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」をもとに使用料対象経費を固定的経費(需要家費、固定費)および変動的経費(変動費)に分解した。

需要家費

下水道使用水量の多寡に係わりなく主として下水道利用者数に対応して増減する経費。

固定費

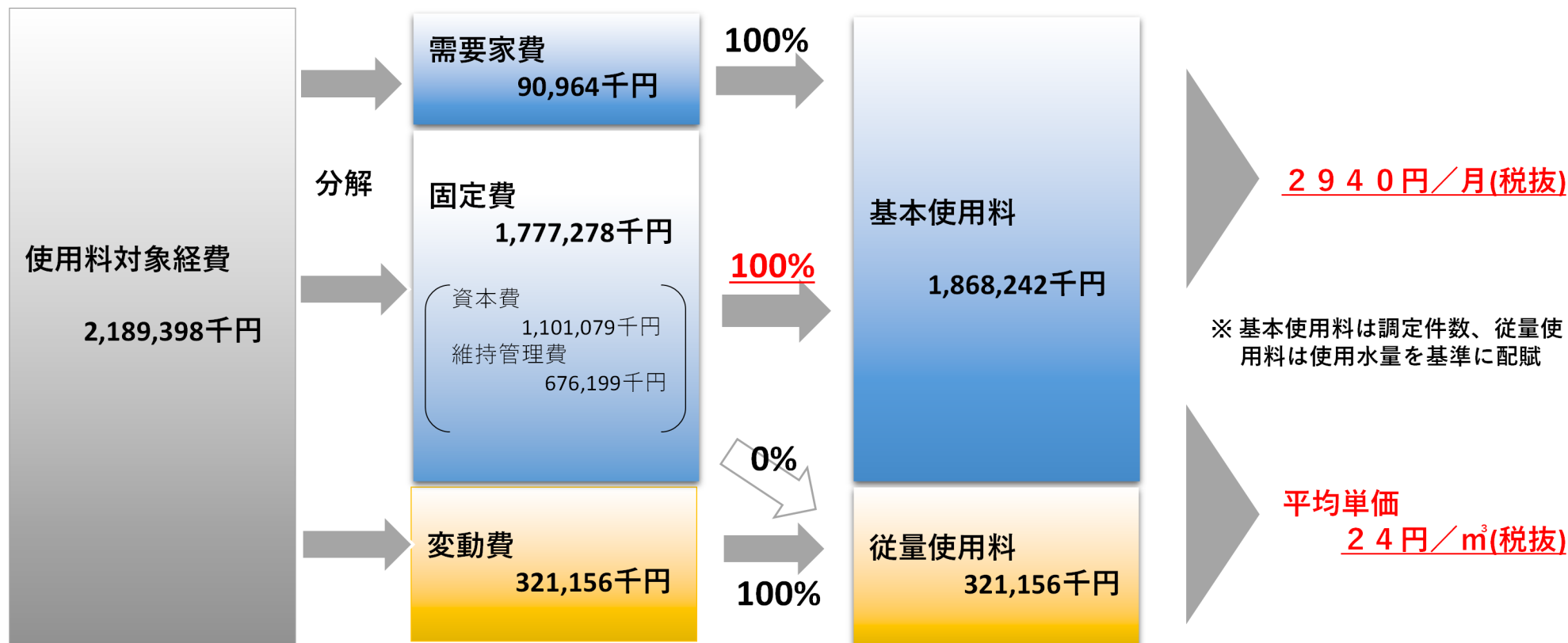
下水道使用水量及び利用者数の多寡に係わりなく下水道施設の規模に応じて固定的に必要なとされる経費。

変動費

主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。

科目	固定的経費		変動的経費	
	需要家費	固定費	変動費	
維持管理費	管渠費	給料	100%	
		職員手当等	超過・特勤手当除く	超過・特勤手当
		賞与等引当金繰入額	100%	
		法定福利費	100%	
		旅費	50%	50%
		被服費	100%	
		備消耗品費	50%	50%
		燃料費	50%	50%
		光熱水費	50%	50%
		動力費	50%	50%
	印刷製本費	50%	50%	
	通信運搬費	50%	50%	
	委託料	100%		
	賃借料	100%		
	修繕費	50%	50%	
	使用料	50%	50%	
	材料費	50%	50%	
	保険料	100%		
	公課費	100%		
	総係費	給料	100%	
職員手当等		超過・特勤手当除く	超過・特勤手当	
賞与等引当金繰入額		100%		
賃金			100%	
報酬			100%	
法定福利費		100%		
旅費		50%	50%	
報償費		100%		
備消耗品費		50%	50%	
印刷製本費		50%	50%	
通信運搬費	50%	50%		
委託料	使用料徴収委託料	使用料徴収委託料を除く		
賃借料		100%		
修繕費		50%	50%	
負担金補助及び交付金	納付コールセンター負担金	納付コールセンター負担金を除く		
食糧費		50%	50%	
貸倒引当金繰入額		100%		
退職手当負担引当金繰入額		100%		
流域下水道管理費	流域下水道管理費	50%	50%	
	ストックマネジメント事業	50%	50%	
資本費	減価償却費	100%		
	固定資産除却費	100%		
	企業債利息	100%		
	資産維持費	100%		

■ 固定費の100%を基本使用料に配賦した場合（算定期間 令和5年度～令和8年度）

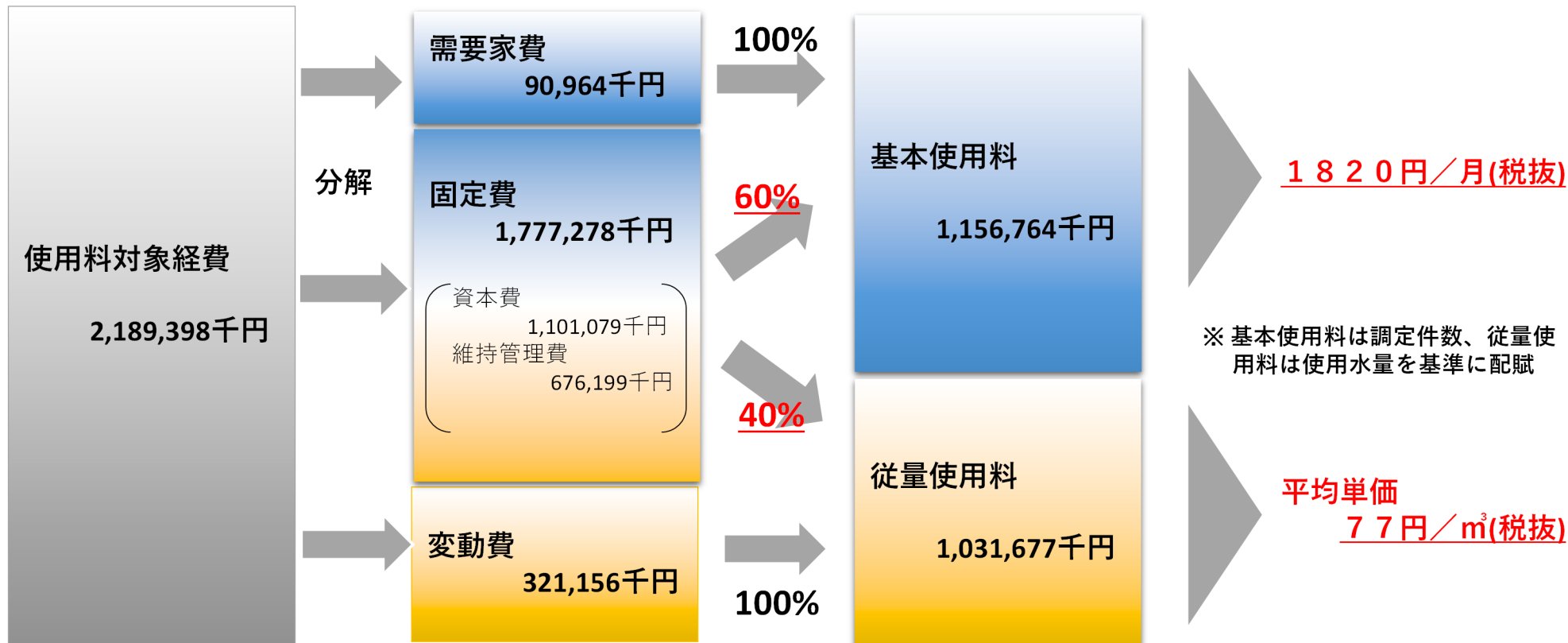


原則論どおり、固定費を全て基本使用料に配賦した場合、基本使用料は2,940円/月となり、小口使用者にとって影響が大きい。

(参考：8m³/月の使用者 現行836円/月 → 改定後 2,940円+(24円×8m³)=3,132円/月)

※ただし、従量使用料を平均単価で計算した場合

■ 固定費の60%を基本使用料に配賦した場合（算定期間 令和5年度～令和8年度）

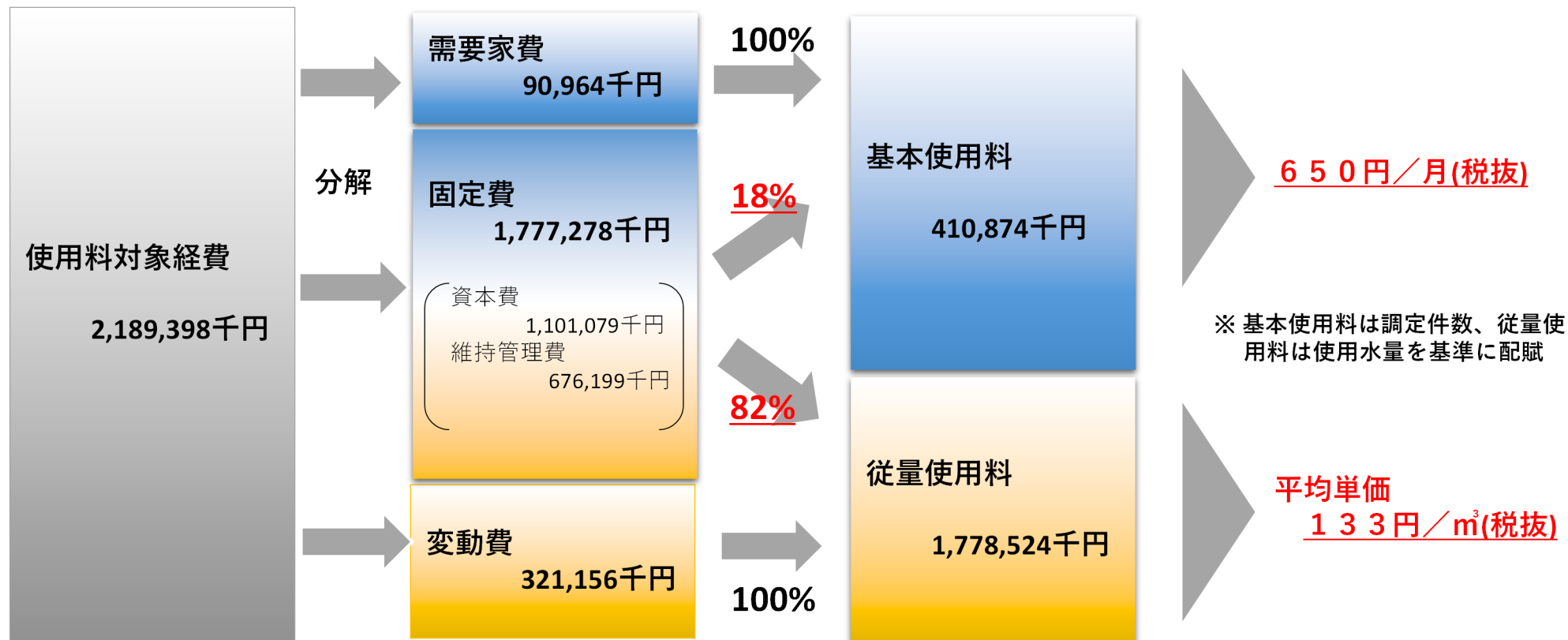


固定費のうちの資本費部分は基本使用料で回収するとして、60%（≒資本費1,100,174千円／固定費1,776,340千円）を基本使用料に配賦した場合、基本使用料は1,820円／月となり、小口使用者にとって影響が大きい。

(参考：8m³／月の使用者 現行836円／月 → 改定後 1,820円+(77円×8m³)=2,436円／月)

※ただし、従量使用料を平均単価で計算した場合

■ 固定費の18%を基本使用料に配賦した場合（算定期間 令和5年度～令和8年度）



激変緩和のための経過措置として、堺市以南の自治体を参考に基本使用料を650円/月程度とする。

※ 基本使用料（堺市以南の基本水量制を採用していない自治体） → 最高 665円 最低 315円
 (参考：8m³/月の使用者 現行836円/月 → 改定後 650円+(133円×8m³)=1,714円/月)

※ただし、従量使用料を平均単価で計算した場合

～参考～ 堺市以南13市町の基本使用料

市町名	基本水量	基本使用料 (税抜)	現行使用料施行年月日
熊取町	8 m ³ /月	836 円/月	平成24年4月1日
堺市	—	665 円/月 最高	平成29年10月1日
泉大津市	—	361 円/月	平成24年4月1日
和泉市	—	520 円/月	平成30年4月1日
岸和田市	10 m ³ /月	1050 円/月	平成24年4月1日
貝塚市	10 m ³ /月	849 円/月	平成30年4月1日
高石市	—	325 円/月	令和元年10月1日
泉佐野市	—	450 円/月	平成21年4月1日
泉南市	—	475 円/月	平成27年10月1日
阪南市	8 m ³ /月	903 円/月	令和元年10月1日
忠岡町	—	315 円/月 最低	平成21年4月1日
田尻町	8 m ³ /月	640 円/月	平成21年4月1日
岬町	6 m ³ /月	414 円/月	平成19年4月1日
(参考)			
基本水量制不採用の自治体平均	—	444.4 円/月	

(2) 使用者群の区分と累進度

(現行)	
使用者群の区分	使用料
8 m ³ まで	836円(一律)
9～10 m ³	110円/m ³
11～20 m ³	125円/m ³
21～30 m ³	142円/m ³
31～40 m ³	166円/m ³
41～60 m ³	191円/m ³
61～100 m ³	200円/m ³
101～500 m ³	243円/m ³
501～1000 m ³	286円/m ³
1001 m ³ ～	330円/m ³

基本
水量制



(現在の考え方)		
基本使用料		650円/月
従量 使用料	使用者群の区分	方針
	0～10 m ³	【検討事項】 ・ 水量区分の設定 ・ 区分ごとの使用料単価の設定 ・ 累進度の検討
	11～20 m ³	
	21～30 m ³	
	31～40 m ³	
	41～60 m ³	
	61～100 m ³	
	101～500 m ³	
	501～1000 m ³	
	1001 m ³ ～	

基本水量制
は廃止

累進度 3.0
(= 330 ÷ 110)

～参考～ 熊取町水道料金の改定の状況（口径20mm）

(改定前)		(改定後)			
水量区分 m ³ /月	改定前 円 A	水量区分 m ³ /月	改定後 円 B	改定率 % (B-A)/A	
メーター使用料	142	メーター使用料（廃止）	0		
基本料金 8 m ³ まで	590	基本使用料	500	-15.3%	
超過料金	9 ～ 10	従量使用料	0 ～ 10	70	-46.6%
	11 ～ 20		11 ～ 20	161	5.2%
	21 ～ 30		21 ～ 30	194	4.3%
	31 ～ 40		31 ～ 40	231	0.0%
	41 ～ 60		41 ～ 60	263	0.0%
	61 ～ 100		61 ～ 100	296	0.0%
	101 ～		101 ～	329	0.0%
累進度	2.51	累進度	4.70		

《比較》

使用水量 m ³ /月	(改定前) 使用料・税抜 円 a	(改定後) 使用料・税抜 円 b	(差引) 円 b-a
0	730	500	-230
1	730	570	-160
2	730	640	-90
3	730	710	-20
4	730	780	50
5	730	850	120
6	730	920	190
7	730	990	260
8	730	1,060	330
10	990	1,200	210
11	1,140	1,360	220
21	2,710	3,000	290
31	4,610	4,980	370
41	6,950	7,320	370
61	12,250	12,610	360
101	24,120	24,480	360

II. 使用料見直し検討について

～参考～ 堺市以南13市町の料金表

単位：円

		熊取町	堺市	高石市	泉大津市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	田尻町	泉南市	阪南市	岬町
基本料金	基本料金	836	665	325	361	315	520	1,050	849	450	640	475	903	414
	基本水量有無	有	無	無	無	無	無	有	有	無	有	無	有	有
	有の場合何m ³ まで	8	/	/	/	/	/	10	10	/	8	/	8	6
従量料金	1m ³ ～5m ³	/	/	/	85	/	/	/	/	/	/	16	/	/
	6m ³	/	50	84	90	76	56	/	/	45	/	143	136	92
	7m ³ ～8m ³	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	141	103
	9m ³ ～10m ³	110	/	/	/	/	/	/	/	/	86	147	115	115
	11m ³ ～15m ³	125	140	134	138	123	122	156	107	140	100	171	152	126
	15m ³ ～20m ³	142	200	149	147	157	150	212	155	184	115	199	165	138
	21m ³ ～30m ³	166	210	193	180	180	177	286	187	213	143	228	206	161
	31m ³ ～40m ³	191	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	184
	41m ³ ～50m ³	200	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	184
	51m ³ ～60m ³	200	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	184
	61m ³ ～70m ³	200	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	184
	71m ³ ～100m ³	200	270	232	209	180	177	286	187	213	143	228	206	184
	101m ³ ～200m ³	243	335	271	242	210	204	312	229	243	172	278	232	207
	201m ³ ～300m ³	243	335	271	242	210	204	312	229	243	172	278	232	207
	301m ³ ～500m ³	243	335	271	242	210	204	312	229	243	172	278	232	207
	501m ³ ～1,000m ³	286	360	346	314	265	265	321	262	276	212	357	276	276
1,001m ³ ～5,000m ³	330	395	379	333	285	279	332	276	289	270	395	300	322	
5,001m ³ ～	330	395	379	333	285	292	332	276	289	270	395	300	322	

※20m ³ 使用の下水道使用料	2,530	2,821	2,755	2,877	2,535	2,530	2,871	2,110	2,530	1,830	2,830	2,876	1,990
順位	4	9	8	13	7	4	11	3	4	1	10	12	2

出典：各自治体のホームページ等から作成

III. その他
